

(様式第1号)

木曽岬町告示第109号

一般競争入札の実施について

下記の業務委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、木曽岬町契約事務規則（平成14年木曽岬町規則第10号）第7条の規定により公告します。

令和7年11月27日

木曽岬町長 三輪 一雅 印

1. 一般競争入札に付する業務概要

- (1) 業務名 令和7年度 町道鍋田川線桜並木等剪定・伐採業務委託
- (2) 業務場所 町内全域
- (3) 業務概要 桜並木管理工（産業課）
 - ・ 樹木剪定 N= 129 本
 - ・ ひこばえ枝除去 N= 300 本
 - ・ 樹木強剪定 N= 17 本
 - ・ 樹木伐採 N= 22 本
 - ・ 樹木運搬・処理工 N= 30 t
- (4) 履行期限 契約の日から 令和8年2月26日まで（予定）
- (5) 予定価格 — 円（事後公表）
- (6) 最低制限価格 なし

2. 参加資格に関する事項

対象事業の一般競争入札に参加できる者は、競争入札参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有するもので、木曽岬町入札参加資格者名簿の[工事]：土木一式又は造園に登録されている者。
- (3) 木曽岬町内に本・支店又は営業所を有する者。
- (4) 公告から入札時までの期間において、町から指名停止等を受けていない者。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) その他法令・規則等に違反していない者。

3. 入札参加資格確認申請書の受付

入札への参加希望者は、次の書類を提出すること。

(1) 申請書類

①木曽岬町一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査）（様式第2-1号）

(2) 受付

①受付期間：令和 7 年 11 月 27 日（木）から令和 7 年 12 月 4 日（木）までの
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

②提出場所：木曽岬町役場 産業課（電話 0567-68-6105）

③提出方法：持参

4. 設計図書等の閲覧、ダウンロード、質問

(1) 入札説明書及び設計図書並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧に付します。

①閲覧期間：公告日から入札日の前日までの午前9時から午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

②閲覧場所：木曽岬町役場 産業課

なお、設計図書及び入札書式は木曽岬町役場HPよりダウンロードすることができます。

(2) 設計図書等に対する質問は次のとおり取り扱います。

①質問の手法：書面（質疑書）の提出による。

②質問の提出期限：令和 7 年 12 月 4 日（木）午後5時まで

③質問の提出場所：木曽岬町役場 産業課

④質問の回答場所：令和 7 年 12 月 8 日（月）町HPにて公表します。

5. 参加資格の決定

申請書の事前審査及び入札後の事後審査を以って決定します。

なお、参加資格がないと通知された者は、令和 7 年 12 月 12 日（金）までに書面により理由の説明を求めることができます。

6. 現場説明会

対象業務の説明会は行いません。

7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

8. 契約保証金

契約保証金は免除します。

9. 入札の執行

入札書は次の日時と場所に紙にて持参により提出すること。

日時： 令和 7 年 12 月 10 日(水) 午前 9 時 00 分

場所： 木曽岬町役場 4階 防災多目的室（入札室）

- (1) 入札回数は3回を限度とします。
- (2) 入札参加者が1者だけの場合には、入札を中止します。

(3) 入札執行時、次の書類を提出して下さい。

- ・業務費内訳書
- ・誓約書
- ・入札参加資格確認申請書（事後審査）（第2-2号様式）

- (4) 落札者は、入札執行後の提出書類の審査の後に決定します。
- (5) 入札参加資格確認書（事前審査）は申請者の自己審査に基づき受け付けます。入札の結果落札予定者となった場合であっても、入札執行後に実施する入札参加資格確認申請書（事後審査）の審査において参加資格を有しない者と決定された場合は、その者の入札は無効となります。

10. 入札の無効

契約事務規則第22条の規定に該当する入札は、無効とします。

- (1) 参加資格のないものがした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定していた入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

11. 失格となる入札

次のいずれかに該当する入札書を入札した者は、失格となります。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の金額で入札された入札書
- (2) 予定価格に達しなかったことにより実施される第2回以降の入札において、前回の最低入札価格を上回る金額で入札された入札書
- (3) 誓約書及び業務費内訳書、事後審査書類の提出が無く入札された入札書

12. 支払い条件

前払金	}	木曽岬町契約事務規則によります。
中間前払金		
部分払		

13. その他

- (1) 相入札者（同一業務の入札参加者）間の一次下請負は禁止します。
- (2) その他は契約事務規則によります。
- (3) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりです。

木曽岬町役場 産業課
電 話 ： 0567-68-6105
F A X ： 0567-68-3792
E-mail ： sangyou @town.kisosaki.mie.jp